

川北町簡易水道事業 経営戦略

(計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度)

令和 8 年 3 月

石川県能美郡川北町 産業経済課

目次

1. 経営戦略の改定について.....	1
2. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組.....	4
(3) 経営指標を活用した現状分析.....	5
3. 将来の事業環境.....	12
(1) 給水人口の予測.....	12
(2) 水需要の予測.....	13
(3) 料金収入の見通し.....	13
(4) 施設の現状と見通し.....	14
(5) 組織の見通し.....	15
4. 経営の基本方針.....	16
5. 投資・財政計画（収支計画）.....	17
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	17
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	19
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	24
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	27

1. 経営戦略の改定について

川北町（以下、本町という。）の簡易水道事業は昭和 40 年に認可を得て昭和 41 年 2 月 10 日に供用開始しました。その後、住宅地の拡大等に伴い簡易水道の整備を進め、現在は 16 施設で浄水し安全でおいしい良質な水の供給を行っています。本町の特徴は、平地のため高低差が少なく、また、良質で豊富な地下水を水源とするため、建設費用や維持管理費用が少ないこと、また、県内でもトップクラスの水道料金の低廉化を実現してきたことが挙げられます。

しかし近年、少子化に伴う人口減少や節水機器の普及等により給水需要が減少の一途をたどっている一方で、老朽化した施設及び管路の修繕費の増加及び更新需要が増大しており、水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中、町民の生活に必要なライフラインである水道水を安定的に供給していくために、中長期的な経営の基本計画である「川北町簡易水道事業経営戦略」を平成 31 年 3 月に策定しました。その後、令和 5 年度に水道料金の改定を実施し、令和 6 年度には地方公営企業法の適用を行い企業会計へ移行したことなど、水道事業をとりまく経営環境の変化により投資・財政計画を含む経営戦略の見直しが必要となったことから、今般、「川北町簡易水道事業経営戦略」を改定いたします。

2. 事業概要

（1）事業の現況

① 給水

供用開始 年月日	昭和 41 年 2 月 10 日	計画給水人口	5,972 人
法適 非適 の区分	法適用 (財務)	現在給水人口	6,057 人
		有収水量密度	2.64 千 m ³ /ha

令和 7 年 3 月 31 日現在

本町の簡易水道事業は昭和 41 年 2 月 10 日に供用開始し、その後、住宅地の拡大等に伴い簡易水道の整備を進めてきました。人口普及率は令和 6 年度末現在で 100%に達しています。

② 施設

水 源	地下水		
施 設 数	浄水場設置数	16	管 路 延 長
	配水池設置数	24	
施設能力	3,484 m ³ /日		施設利用率
			47.06%

令和7年3月31日現在

本町の簡易水道の水源は主に地下水であり、水源地から取水した水を町内16箇所の浄水施設で浄水処理しています。浄水処理した水は配水池で一旦貯蔵し、総延長約40kmの配水管を通して各家庭に配水しています。

浄水場の配水能力は3,484 m³/日で、令和6年度の1日平均配水量は1,640 m³であったため、施設利用率は47.06%となっています。

③ 料金

<p>料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方</p>	<p>本町の水道料金は、川北町簡易水道事業等給水条例第25条に定めており、一般家庭用等の料金については、表1のとおりとされています。このうち、一般家庭用及び一般その他用は基本料金と使用水量に応じて支払額が変動する超過料金を合計した「二部料金制」を採用しています。また超過料金は、使用水量に応じた費用を負担してもらうため4段階の逡増型の料金設定としています。</p> <p>また、営業及び浴場営業用の料金は、その使用水量により町長が定めた額としています。</p> <p>水道料金の設定に当たっては、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第21条第2項）とされています。本町は、この料金のあり方についての基本原則に従い、持続可能な水道経営をめざして適正な水道料金水準を定める方針としています。</p>
<p>料金改定年月日 (消費税のみの 改定は含まない)</p>	<p>令和5年6月1日</p>

表 料金表（税抜）

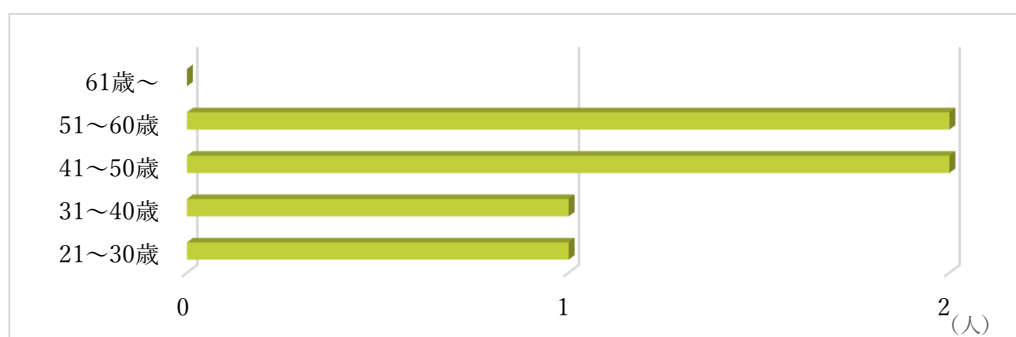
用途	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）
一般家庭 一般その他用	1ヶ月10 m ³ まで 500円	10 m ³ を超え30 m ³ まで 60円
		30 m ³ を超え50 m ³ まで 66円
		50 m ³ を超え100 m ³ まで 72円
		100 m ³ を超える分78円
春田用	1年あたり定額3,000円	なし
墓地用	1年あたり定額3,000円	なし
生産組合用	1ヶ月10 m ³ まで 500円	なし
臨時用	量水器設置料として 1,500円 使用料金として 1 m ³ につき60円	なし
臨時用（量水器が設置できない場合）	定額3,000円	なし

④ 組織

簡易水道事業は産業経済課が所管しており、産業経済課には令和8年1月1日現在6名の職員が在籍しています。産業経済課は簡易水道事業に関する事以外にも、工業用水事業や農業集落排水事業に関する事、農林行政、土地改良、商工業振興、観光事業に関する事など様々な業務を担当しています。

また、年齢構成は下図のとおりです。

図 産業経済課の年齢構成



(2) これまでの主な経営健全化の取組

① 料金改定

本町は簡易水道事業の供用開始以降、水道料金の低廉化を実現してきましたが、令和3年度に上下水道料金審議会を設置し、令和5年6月に料金改定を実施しました。平成5年度から町民の負担軽減のために一般家庭用の料金は1ヵ月10m³までの基本料金を免除していたため料金ゼロの世帯が約20%存在し、料金収入が低水準で推移していましたが、改定後は基本料金と使用水量の二部料金制を採用し、料金収入は大きく増加しました。しかしながら、改定後も県下で最も安い料金設定としており、今後も料金の適正性について検証する必要があります。

② 簡水統合

令和5年度に木呂場地区と木呂場新町地区の簡水を統合しました。いずれも昭和50年代に設置された施設であり施設・管路の更新時期が到来していたことから最適な給水ルートを調査し管路を整理したうえで、新たな施設・管路に更新しました。

③ 財務諸表の作成

本町の簡易水道事業は令和6年4月1日に地方公営企業法を適用しており、令和6年度から財務諸表を作成しています。これにより、財務状態や経営状況を把握できるようになり、事業経営の見える化を図ることができました。

④ 応急体制の充実

施設・管路の状態を正確に把握するために水道施設台帳を整備し、システム化を推進しています。応急体制を整え、万が一の断水にも即対応できる体制づくりに努めています。

⑤ 収納率向上対策の強化

水道使用者間での負担の公平性を担保し、また、今後の更新費用などに要する財源を確保するため、滞納者に対する滞納整理業務の強化や口座振替の推進など、収納率の向上に向けた取組を実施しています。

(3) 経営指標を活用した現状分析

本町の簡易水道事業は令和6年4月1日に地方公営企業法を適用したため、令和6年度から財務諸表を作成しています。よって、本町の経営状況についての経年比較分析は行うことができませんので、類似団体や全国平均値、標準値との比較分析を実施しています。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 経常収支比率

指標の意味	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合は、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算定式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	82.01%
類似団体	100.59%
全国平均	102.02%
現状分析・課題	100%を下回っており、赤字となっています。今後、給水収益の減少や物価上昇による経費の増大が予想されますので、経営改善に向けた取組が必要となります。

(イ) 累積欠損金比率

指標の意味	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。
算定式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	7.59%
類似団体	18.31%
全国平均	26.96%
現状分析・課題	令和6年度決算が赤字となったことから当年度未処理欠損金が発生しています。未処理欠損金を解消するために経営改善に向けた取り組みが必要となります。

(ウ) 流動比率

指標の意味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。
算定式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	623.67%
類似団体	146.79%
全国平均	142.39%
現状分析・課題	100%を上回っており短期的な支払能力は問題ありません。流動比率は150%を上回っていれば良好とされることから、短期的な安全性は高いと考えられます。

(エ) 企業債残高給水収益比率

指標の意味	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。
算定式	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	1,381.05%
類似団体	1,124.56%
全国平均	1,043.36%
現状分析・課題	類似団体、全国平均を上回っています。今後、老朽化した設備の更新が必要となってくるため、財務バランスの健全性を保ちながら更新投資を行っていく必要があります。

(オ) 料金回収率

指標の意味	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標であり、料金水準等を評価することが可能です。 料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入により賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められます。
算定式	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	59.23%
類似団体	53.53%
全国平均	56.19%
現状分析・課題	料金回収率は100%を下回っており、給水収益で賄うべき給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況です。安定的な経営を維持するためには100%以上となる必要があるため、水道料金の見直し及び給水原価の削減を検討する必要があります。

(カ) 給水原価

指標の意味	有収水量 1 m ³ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要となります。
算定式	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間有収水量}}$
川北町 (令和6年度)	104.50円
類似団体	236.73円
全国平均	285.60円
現状分析・課題	類似団体や全国平均の半分以下の給水原価です。これは、平地のため高低差が少なく、また、良質で豊富な地下水を水源とするため、建設費用や維持管理費用が少ないことが要因です。今後も経費削減の取組を継続していくとともに人口に見合った給水方法を検討していく必要があります。

(キ) 施設利用率

指標の意味	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。明確な判断基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないかといった分析が必要です。
算定式	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	47.06%
類似団体	56.35%
全国平均	48.33%
現状分析・課題	50%を下回っており、施設が十分に活用されていない状況です。施設の更新時には今後の人口減少を踏まえて施設の規模やスペック等を見直す必要があります。

(ク) 有収率

指標の意味	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当該指標は100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。数値が低い場合は、水道施設や給水装置を通して給水される水量が収益に結びついていないため、漏水やメーター不感等といった原因を特定し、対策を講じる必要があります。
算定式	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	94.00%
類似団体	69.33%
全国平均	70.34%
現状分析・課題	有収率は100%に近い数値となっています。漏水対策等の効果により高い有収率を保っています。今後は計画的に管路の更新を実施し、有収率の維持に努める必要があります。

② 老朽化の状況

(ア) 有形固定資産減価償却率

指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。
算定式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	4.46%
類似団体	37.62%
全国平均	35.5%
現状分析・課題	法適用時には、それまでの減価償却累計額を控除した金額を帳簿原価としているため、この指標は老朽化の実態を適切に表していません。 浄水施設・配水施設は必要に応じて更新や修繕を行っています。供用開始から50年以上経過したものもあり、老朽化が進んでいる状態です。今後、施設の老朽化に伴う修繕費の増加や更新投資の負担等が予想されるため更新計画の策定や財源確保に努める必要があります。

(イ) 管路経年化率

指標の意味	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表した指標で、管路の老朽化度合を示しています。 明確な数値基準はありませんが、一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の改築等の必要性を推測することができます。
算定式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	3.95%
類似団体	15.20%
全国平均	16.16%
現状分析・課題	管路の法定耐用年数は40年です。法定耐用年数を過ぎている管路が約4%あり、数年後には40年を経過する管路が増加していくことから、重要度や健全度に応じて計画的に更新を行っていく必要があります。

(ウ) 管路更新率

指標の意味	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。
算定式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
川北町 (令和6年度)	0.00%
類似団体	0.17%
全国平均	0.28%
現状分析・課題	既に40年を経過したものや、数年後には40年を経過する管路が増加していくことから、重要度や健全度に応じて計画的に更新を行っていく必要があります。

③ 経営指標分析の全体総括と課題

経営の健全性・効率性について見ると、経常収支比率は82.0%と100%を下回っており、法適用初年度において当年度純損失を計上しています。

また、料金回収率は59.2%であり、給水収益で給水原価を賄えていない状況です。本町は平地のため高低差が少なく、また、良質で豊富な地下水を水源とするため、建設費用や水質維持のための費用が少なくすみ、県内でもトップクラスに給水原価が低くなっていると同時に、水道料金についても県下で最も安い料金設定としています。水道料金は令和5年に改定して2年目ですが、今後も引き続き料金の適正性について検証・検討し、料金回収率の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

配水施設に関しては、施設利用率が低い水準となっていることから、今後の人口減少を踏まえて施設の規模やスペック等を見直す必要があります。また、管路については耐用年数を超過して使用している管路や数年後には耐用年数を経過するものが増加してくることから、優先順位をつけて計画的に更新を進めていく必要があります。

これらの更新投資の財源を確保するため、今後、さらなる経営の合理化に取り組む必要があります。

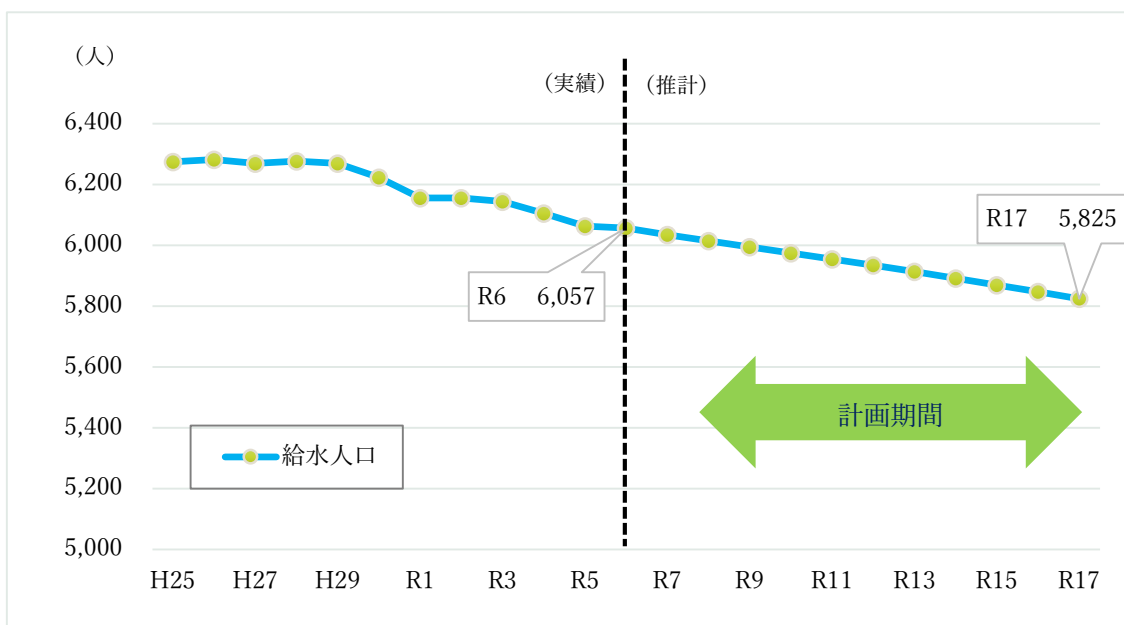
3. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

全国的に人口減少が見られる中、平成 31 年 3 月の経営戦略策定時においては本町の人口は増加傾向にあり、出生率改善施策や転出抑制により、この増加傾向が将来的にも継続するものと予測しました。しかしながら、平成 29 年度以降は減少に転じたことから、今後の町人口の予測については、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の「日本の地域別将来推計人口」（令和 5（2023）年推計）の減少率を用いました。社人研によると、令和 7 年度は 6,029 人、令和 17 年度は 5,819 人と予測しており、その後も減少するとしています。

将来の給水人口については、現在、給水普及率が 100%に達していることから、町の人口に等しいと考えます。令和 6 年度に 6,057 人であった給水人口は、令和 17 年度には 5,825 人まで減少する見込みとなります。

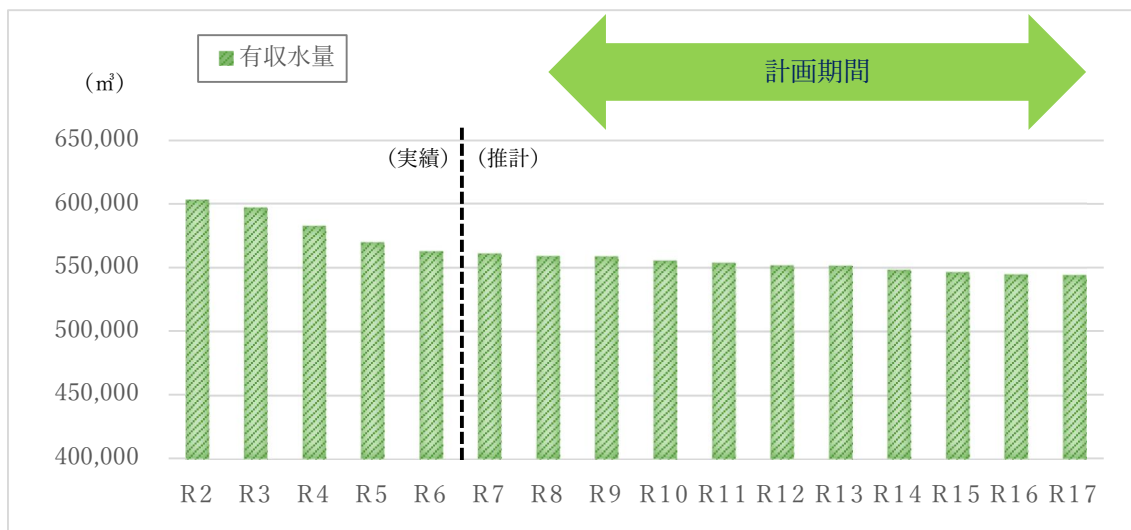
図 給水人口



(2) 水需要の予測

水需要（有収水量）の将来予測値は、過去の実績値に予測給水人口の減少率を乗じて算出しました。予測給水人口が減少傾向にあるため、水需要（有収水量）も減少する見込みとなります。なお、一般家庭・一般その他用以外については、図の有収水量には含めず、別途予測しています。

図 有収水量

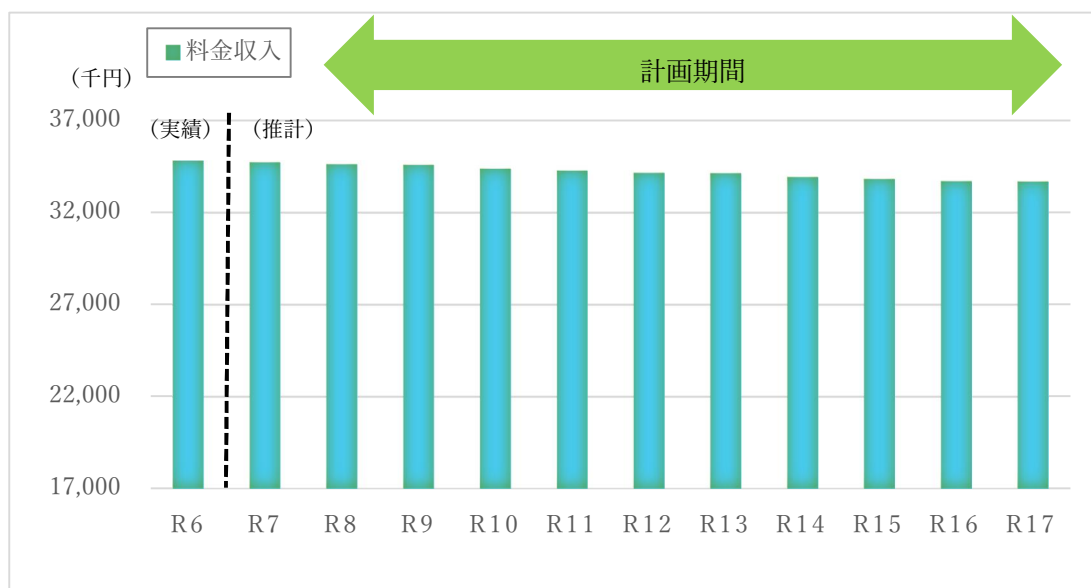


(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、有収水量の予測値に供給単価を乗じて算出しました。料金単価は料金改定を行わず現行使用料体系のまま据え置くことを仮定しています。

有収水量の減少に伴い料金収入についても減少していくことが見込まれます。

図 料金収入



(4) 施設の現状と見通し

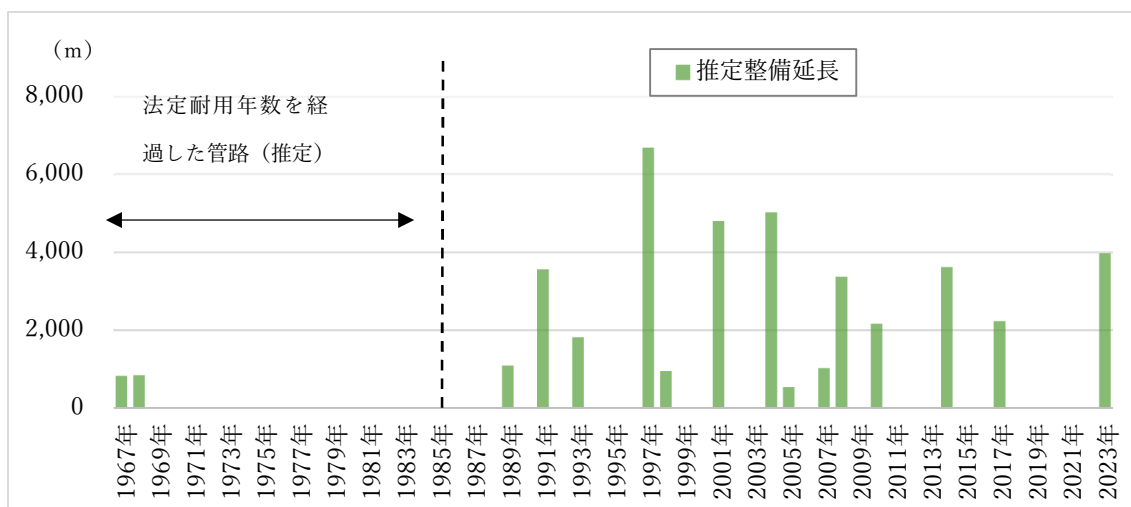
本町の簡易水道事業は令和 6 年度末現在、専用水道と飲料水供給施設も含めて水道施設は 16 箇所、管路延長は約 42 kmが整備されています。

水道施設については、これまで国の補助を受けながら老朽施設の更新を行ってきました。直近では木呂場地区の管路を耐震管へ布設替えを行いました。管路の設置年数は不明ではありますが、最も古い施設の整備年が昭和 42 年であるため、同時期に布設された管路は 50 年以上が経過しているものと推定されます。管路の耐用年数を 40 年（総務省 地方公営企業法施行規則より）とすると、昭和 60 年（1985 年）以前に布設された管路は耐用年数を超過しており、現状では 2 施設（上先出と藤蔵）の管路延長 1,662mが該当します。管路経年化率は約 4%ですが、今後は耐用年数を経過する管路が増加することから、計画的な修繕や更新が必要になります。

表 水道施設の整備状況

No.	施設名称	設置年	管路延長 (m)		配水池 の数
			導水管	配水管	
1	上先出 (専用水道)	S42 (1967 年)	3	823	
2	藤蔵 (飲料水供給施設)	S43 (1968 年)	1	839	
(専用水道・飲料水供給施設) 小計			4	1,662	
3	舟場島	H 1 (1989 年)	6	1,087	
4	草深	H 3 (1991 年)	12	3,541	1
5	土室	H 5 (1993 年)	11	1,806	1
6	橘	H 9 (1997 年)	41	6,632	2
7	グリーンタウン	H10 (1998 年)	20	929	2
8	壺ツ屋	H13 (2001 年)	70	4,718	2
9	橘新・朝日	H16 (2004 年)	26	4,982	2
10	なでしこタウン	H17 (2005 年)	10	526	2
11	けやきタウン	H19 (2007 年)	10	1,011	2
12	中島	H20 (2008 年)	12	3,351	2
13	ひばりタウン	H22 (2010 年)	12	2,145	2
14	田子島	H26 (2014 年)	28	3,585	2
15	三反田	H29 (2017 年)	7	2,218	2
16	木呂場	R5 (2023 年)	27	3,936	2
(簡易水道) 小計			292	40,467	24
合計			296	42,129	24

図 管路の布設（布設替）状況（推定）



(5) 組織の見通し

効率的な業務の遂行に向けて各職員の業務内容の見直しなどを行い、適切な業務量となるよう再配分したうえで、適正な人員数で業務を行っていきます。

4. 経営の基本方針

本町では、住むひとみんなが、まちへの誇りと愛着を持ち、心のふるさととして大切にまちづくりを進めていくことを基本理念とし、本町が10年後に実現すべき姿として「キラリと輝く“心のふるさと川北”」として将来像を定めています。

このような将来像を目指し、簡易水道事業においては、「快適で住みやすさが実感できるまちづくり」を基本方針としています。

近年、本町の簡易水道を取り巻く環境は、水道施設の経年化、老朽化や耐震化の必要性の増大など、大きく変化していますが、安全で良質な水の安定供給に向けて、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに、経営基盤の強化や健全運営に努め、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図ります。

《基本目標Ⅰ》 **安全**：水質管理の強化

(具体的内容)

- ・水質管理計画に基づき今後も継続した水質検査を行っていきます。

《基本目標Ⅱ》 **持続**：経営基盤の強化、市民サービスの向上

(具体的内容)

- ・隣接地区における施設の共同利用など統廃合を進め、能力の向上、断水の回避を行います。
- ・県の水道広域化推進プランを参考にシステム共同化や施設共同化など様々なシミュレーションを行います。
- ・HP内容の充実や広報への掲載など多彩な情報ツールの活用を行います。
- ・R6年度の料金回収率59.2%について、R12年度の目標値を59.5%とします。

《基本目標Ⅲ》 **強靱**：水道施設及び管路の計画的更新、災害対策・体制の強化、応急体制の整備

(具体的内容)

- ・老朽化施設及び老朽化管路の更新計画を策定し着実な実施を行います。
- ・老朽化対策と一体で耐震化を推進し、災害に強いライフラインを構築します。
- ・水道施設台帳により応急体制を整え、万が一の断水に即対応できる体制づくりに努めます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、**別紙1**のとおりです。収支計画の策定にあたっては、今後の人口減少を踏まえて積算した給水収益と過年度の実績を参考に将来の物価上昇等を見越して積算した経費、施設の老朽化を踏まえた将来における所要の投資事業を基に50年間の試算を行っています。

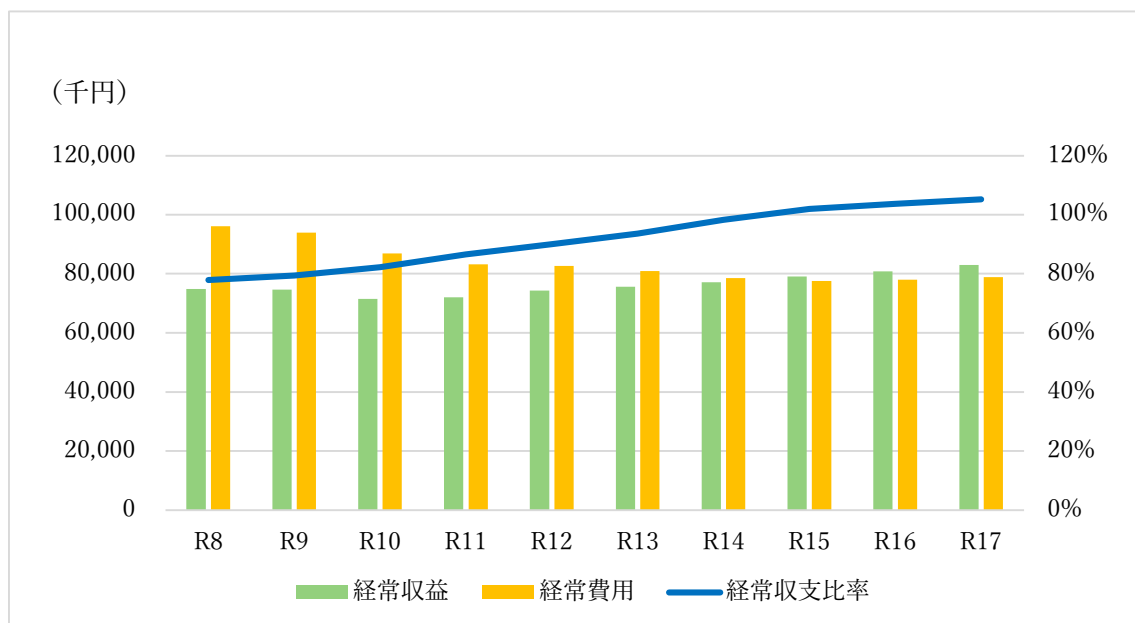
収益的収入は主に料金収入、他会計補助金、長期前受金戻入があります。

給水収益は、「3. 将来の事業環境（3）料金収入の見通し」で示したとおり、人口の減少によって減少傾向となります。そして、料金収入では給水原価を全て賄うことができないため、他会計補助金を受け入れていますが、そのうち基準外繰入金は資金不足を防ぐための資金であり、増加する見込みです。長期前受金戻入は減少から増加傾向となり、収益的収入全体も減少から増加傾向となります。

収益的支出は主に光熱水費・修繕費・委託料等の経費、減価償却費、支払利息です。光熱水費等の経費は、物価上昇を受けて増加する見込みです。減価償却費は減少傾向にあり、収益的支出全体も減少傾向となります。

以上より、経常収支比率は令和14年度までは100%を下回り、当年度純損失が続きますが、令和15年度から100%を上回る見込みです。これは、長期前受金戻入の増加と減価償却費の減少によるものです。なお、赤字が続くものの、投資財源を踏まえた上で資金残高を一定程度確保することができる見込みです。

図 経常収益、経常費用、経常収支比率

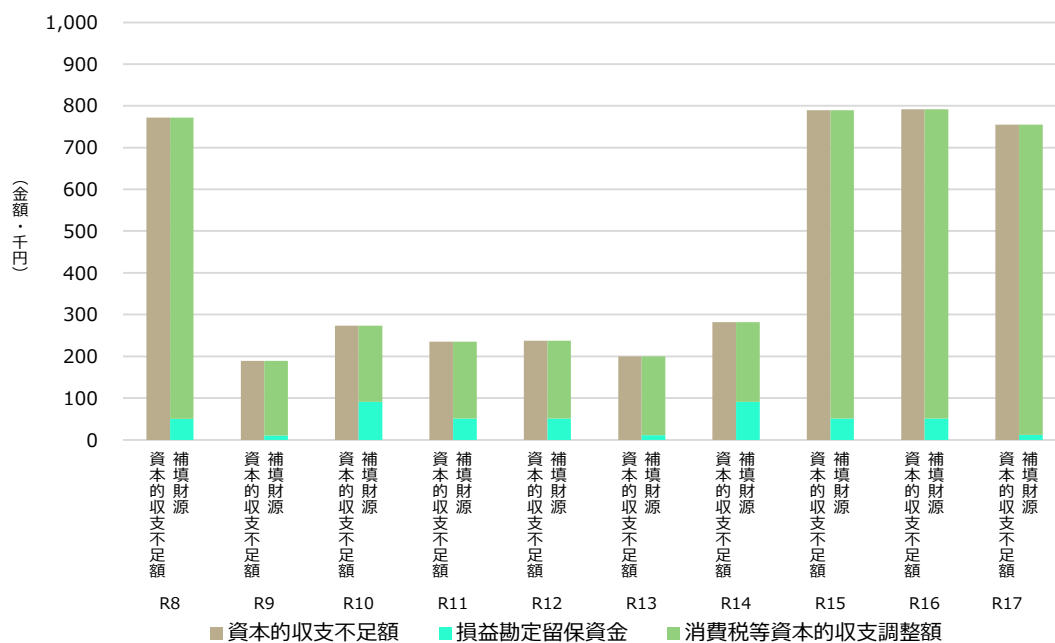


② 資本的収支

資本的収入には、企業債、他会計補助金、国庫補助金、加入負担金があり、資本的支出は建設改良費と企業債償還金です。

資本的収支不足額は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填できる見込みです。

図 資本的収支不足額と補填財源



(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

水道施設については、これまで国の補助を受けながら老朽施設の更新を行ってきましたが、管路については水道事業の供用開始当初に布設されてから50年以上が経過しているものもあり、老朽化が進んでいます。また、その後整備された管路についても、数年後には法定耐用年数である40年を迎えるものがあります。

当面の間は、今ある施設の定期的な点検や適切な修繕による予防保全及び劣化状況に応じた更新を行い、施設の長寿命化に努めます。

また、定期的な点検など人手が必要なものについてはICTの取組を進めることで対応しており、令和5年度からクラウド型監視システムを16箇所整備する計画を順次進めています。ICTの活用により平時からの状態監視を行うことで故障等に対する迅速な対応を図るなど、水道水の安定供給が可能となります。

計画期間においては、次の通り建設改良費を見込んでいます。

(ア) 主な建設改良費

- クラウド型監視システム

設置時期： 令和8年度、15年度、16年度、17年度

金額： 1,500千円×16箇所=24,000千円（税込）

- 量水器新設・取替工事

設置時期： 令和8年度から令和17年度

金額： 約250件/年×交換費10千円×8年=20,000千円（税込）

表 建設改良費の推移

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費	7,950	1,974	1,999	2,024	2,049	2,074

	R14	R15	R16	R17	合計
建設改良費	2,100	8,126	8,152	8,179	44,627

② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 料金収入

料金収入については、「3. 将来の事業環境 (3) 料金収入の見通し」で示したとおりです。

(イ) 建設改良費の財源

建設改良費の財源は、主に企業債の借入及び国庫補助金とし、残りを加入負担金及び他会計補助金（基準外繰入金）で賄う計画です。

表 建設改良費の財源の推移

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
企業債	4,500	0	0	0	0	0
国庫補助金	1,500	0	0	0	0	0
加入負担金	30	30	30	30	30	30
他会計補助金	1,920	1,944	1,969	1,994	2,019	2,044
合計	7,950	1,974	1,999	2,024	2,049	2,074

	R14	R15	R16	R17	合計
企業債	0	4,500	4,500	4,500	18,000
国庫補助金	0	1,500	1,500	1,500	6,000
加入負担金	30	30	30	30	300
他会計補助金	2,070	2,096	2,122	2,149	20,327
合計	2,100	8,126	8,152	8,179	44,627

(ウ) 企業債償還金の財源

企業債償還金の財源は、他会計補助金（基準内繰入金（総務省から通知される「地方公営企業繰出金について（通知）」による繰入基準に該当する繰入金）と基準外繰入金）を見込んでいます。

なお、計画期間においては、起債額より償還額の方が多いため企業債残高は減少していく見込みです。

図 企業債の推移

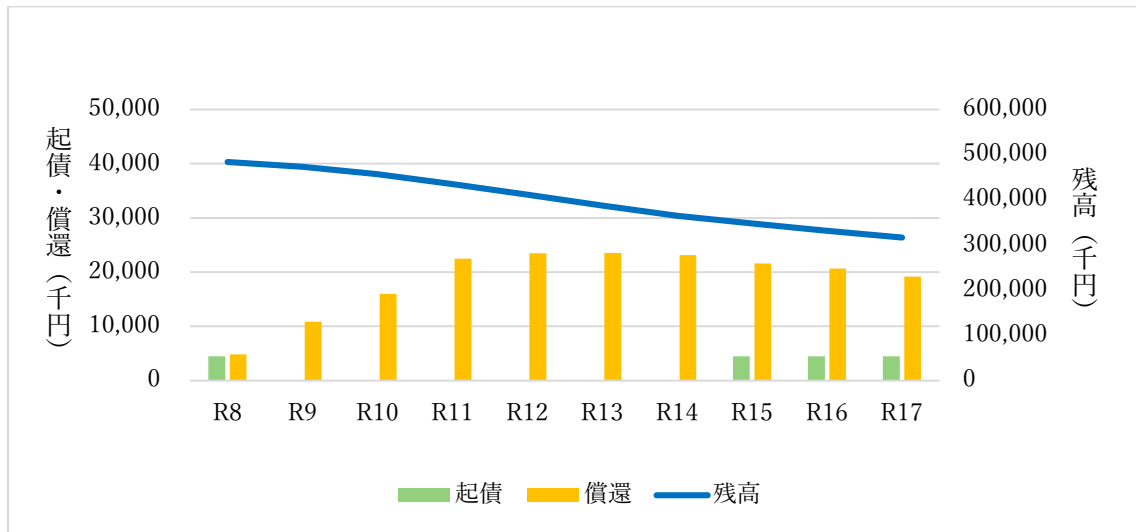


表 企業債の推移

(単位: 千円)

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
起債	4,500	0	0	0	0	0
企業債償還額	4,840	10,882	16,008	22,465	23,481	23,521
企業債残高	483,970	473,088	457,080	434,615	411,134	387,613

	R14	R15	R16	R17	合計
起債	0	4,500	4,500	4,500	18,000
企業債償還額	23,157	21,585	20,673	19,165	185,777
企業債残高	364,456	347,371	331,198	316,533	

(エ) 他会計補助金

他会計補助金はこれまで述べたとおり、基準内繰入金と基準外繰入金を繰り入れることとし、基準外繰入金については、収益的収支の不足額、建設改良費の財源および企業債償還金の財源として繰り入れることとします。

図 他会計補助金の推移

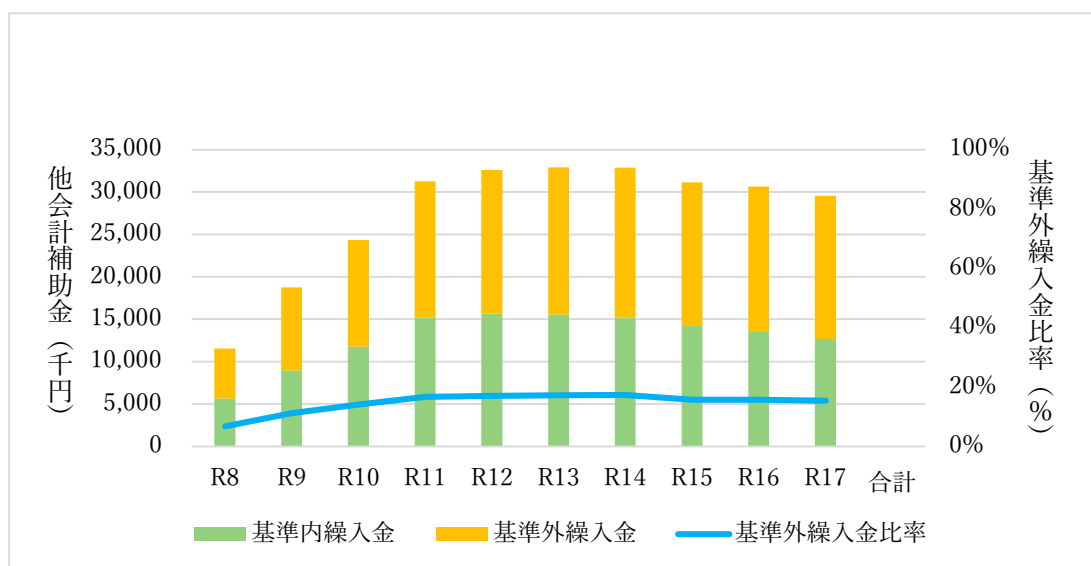


表 他会計補助金の推移

(単位：千円)

		R8	R9	R10	R11	R12	R13
他会計補助金		11,545	18,759	24,359	31,257	32,607	32,925
収益的 収入	基準内繰入	3,566	3,579	3,529	3,441	3,310	3,170
	基準外繰入	1,991	2,543	3,126	3,592	4,034	4,390
資本的 収入	基準内繰入	2,087	5,410	8,229	11,780	12,339	12,361
	基準外繰入	3,901	7,227	9,475	12,444	12,924	13,004
基準外繰入金比率※		7%	11%	14%	17%	17%	17%

		R14	R15	R16	R17	合計
他会計繰入金		32,895	31,154	30,663	29,549	275,713
収益的 収入	基準内繰入	3,031	2,893	2,514	2,131	31,164
	基準外繰入	4,919	5,369	6,146	6,859	42,969
8 資本的 収入	基準内繰入	12,161	11,296	11,078	10,541	97,282
	基準外繰入	12,784	11,596	10,925	10,018	104,298
基準外繰入金比率※		17%	16%	16%	15%	

※基準外繰入金比率は、基準外繰入金額を総収入で除して算出した比率。総収入における基準外繰入金依存度を分析しようとする指標。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

簡易水道事業会計においては、職員給与費は計上していません。

(イ) 光熱水費

配水量 1 m³当たりの単価に各年度の予測配水量を乗じています。配水量 1 m³当たりの単価は令和 6 年度の実績値を基準とし、物価上昇率を加味しています。

(ウ) 修繕費

令和 7 年度の当初予算額を基準とし、物価上昇率を加味して計上しました。

(エ) 委託料

経常的に発生する委託業務について、令和 7 年度の当初予算額を基準とし、物価上昇率を加味して計上しました。なお、水質検査委託料及び量水器検針委託料を民間委託しており、今後も継続する予定です。

(オ) その他の維持管理費

令和 6 年度の実績値を基準とし、物価上昇率を加味して計上しました。

(カ) 減価償却費

令和 6 年度までに取得した資産の減価償却費は固定資産システムより推計しました。令和 7 年度以降に取得予定の資産については、取得資産に応じた法定耐用年数で償却費を算定しています。なお、固定資産の財源（企業債を除く）についても、取得資産に応じた耐用年数で収益化（長期前受金戻入）の計算をしています。

(キ) 支払利息

令和 6 年度までに発行した企業債に係る支払利息は、償還期間と約定利率により計上しています。令和 7 年度以降に発行予定の企業債に係る支払利息は、工事内容により償還期間及び利率を設定し、計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入等）	<p>現時点で PFI・DBO などの民間活用手法の導入予定はありません。今後、事例研究などを行い、どのような手法により経営を行うのが最も適切であるか、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査検討していきます。</p>
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング） 施設・設備の合理化（スペックダウン）	<p>地理的条件や統合にかかる費用対効果を見極めて、メリットがあると判断した場合には、簡易水道の統合を進めていきます。</p> <p>今後、施設の建設を行う際には、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた中長期的な観点での、適正な施設・設備の規模を把握し、場合によっては、ダウンサイジングやスペックダウンなども視野に入れた検討を行います。</p>
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	<p>老朽化が進んだ施設設備や管路については、老朽化の度合いや耐震性能を考慮したうえで、長寿命化工事に対応できるものについては、長寿命化を行い、更新の必要性のあるものは優先順位の高いものから更新を行うなど、ライフサイクルコストが削減できるように検討を重ねていく方針です。</p> <p>なお、事業費や場所、時期について未定であるため収支計画には未反映ですが、藤蔵・上先出・舟場島地区等の老朽化した施設及び管路の新設を検討していきます。</p>
広域化	<p>広域化を行った自治体の先進事例等を参考に、広域化による効果の検証などを行い、町の方向性を検討していきます。</p>
その他の取組	<p>施設・設備については、保守・点検を定期的実施し、適切な維持管理に努めます。</p> <p>定期的な漏水調査を実施し、有収率向上のための効果的な修繕を実施します。</p> <p>昨今、下水道事業におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）やグリーントランスフォーメーション（GX）が推進されています。本町においても、今後、導入による費用対効果が高いと判断したシステムや設備等は導入を検討していきます。</p>

② 財源について検討状況等

<p>料金</p>	<p>投資・財政計画では、計画期間において料金改定は未定ですが、料金回収率は100%を超えていません。また、 資料2のとおり原価計算表を用いて料金改定の必要性を検証しましたが、料金算定期間において料金対象経費は料金収入で賄えない状況が続く見通しであり、料金収入は料金対象経費の4割しか収入できない見込みです。料金体系の定期的な見直しを実施し、適正な料金水準を設定することにより、簡易水道事業の健全な運営を確保していきます。</p>
<p>企業債</p>	<p>更新投資等については、現在及び将来の住民にとって負担が平等となるように財源構成を検討します。財源として企業債を発行することになりますが、将来の収支見通しを勘案し、過剰な企業債の発行は抑制します。</p>
<p>繰入金</p>	<p>資金不足を補填するために基準外繰入金も受け入れる見込みです。しかしながら、本来は料金収入で賄うべきものであり、料金対象経費を賄うことができる適正な料金設定と経費削減努力により基準外繰入金はできる限り削減できるよう努めます。</p>
<p>資産の有効活用等による収入増加の取組</p>	<p>該当資産はありません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>該当事項はありません。</p>

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	<p>現在、水質検査業務、検針業務などを外部委託していますが、今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。</p> <p>また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているかの検証を行います。</p>
修繕費	<p>既存施設の定期的な保守点検を実施し、故障を未然に防ぐことにより修繕費の抑制を図ります。</p>
光熱水費	<p>施設の更新を行う際には、ダウンサイジングやスペックダウンすることにより光熱水費の削減に努めます。</p>
職員給与費	<p>簡易水道事業会計においては職員給与費を計上しておらず、今後も計上を予定していません。</p>
その他の取組	<p>諸経費については、契約金額又は購入金額の適正化に努めます。</p>

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

事後検証・更新については、PDCA サイクルの考え方を活用し、毎年度の進捗管理及び少なくとも5年毎の検証・見直しに分けて以下のように実施します。

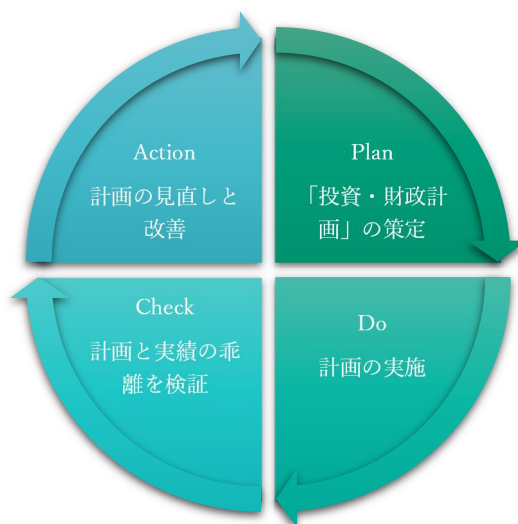
毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

少なくとも5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定

図 PDCA サイクルのイメージ



投資・財政計画（収支計画）

川北町簡易水道事業

投資・財政計画
(収支計画)

(法適用企業・資本的収支)

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	29,100	5,300	4,500	0	0	0	0	0	0	4,500	4,500	4,500
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	0	0	5,988	12,637	17,733	24,274	25,297	25,382	24,946	22,876	21,970	20,508
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国庫補助金	1,466	1,500	1,500	0	0	0	0	0	0	1,500	1,500	1,500
	7. 都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工事負担金	770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. その他	2,260	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計 (A)	33,596	6,830	12,018	12,667	17,763	24,304	25,327	25,412	24,976	28,906	28,000	26,538
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	33,596	6,830	12,018	12,667	17,763	24,304	25,327	25,412	24,976	28,906	28,000	26,538
資本的支出	1. 建設改良費	31,718	8,825	7,950	1,974	1,999	2,024	2,049	2,074	2,100	8,126	8,152	8,179
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	1,020	1,870	4,840	10,882	16,037	22,515	23,515	23,538	23,158	21,569	20,640	19,114
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	32,738	10,695	12,790	12,856	18,036	24,539	25,564	25,612	25,258	29,695	28,792	27,293	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	△ 858	3,865	772	189	273	235	237	200	282	789	792	755	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	0	3,063	50	10	91	51	51	11	91	51	51	12
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 積立金取り崩し額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	802	722	179	182	184	186	189	191	738	741	743
計 (F)	0	3,865	772	189	273	235	237	200	282	789	792	755	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 858	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)	480,880	484,310	483,970	473,088	457,051	434,536	411,021	387,483	364,325	347,256	331,116	316,502	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分													
収益的収支分		6,724	7,502	5,557	6,122	6,655	7,033	7,344	7,560	7,950	8,262	8,660	8,990
	うち基準内繰入金	6,724	2,931	3,566	3,579	3,529	3,441	3,310	3,170	3,031	2,893	2,514	2,131
	うち基準外繰入金	0	4,571	1,991	2,543	3,126	3,592	4,034	4,390	4,919	5,369	6,146	6,859
資本的収支分		0	0	5,988	12,637	17,733	24,274	25,297	25,382	24,946	22,876	21,970	20,508
	うち基準内繰入金	0	0	2,087	5,410	8,245	11,808	12,358	12,371	12,162	11,288	11,059	10,513
	うち基準外繰入金	0	0	3,901	7,227	9,488	12,466	12,939	13,011	12,784	11,588	10,911	9,995
合 計		6,724	7,502	11,545	18,759	24,388	31,307	32,641	32,942	32,896	31,138	30,630	29,498

原価計算表

原価計算表

供用開始年月日 昭和41年2月10日
 給水人口 6057人
 計算期間 自8年4月至13年3月
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料金(X)	千円 34,820	千円 34,384	千円	千円 34,384
受託工事収益	0	0		0
その他	43,773	39,071		39,071
合計	78,593	73,455	0	73,455

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
原水及び浄水費	修繕費	0	283	283
	薬品費	1,781	1,857	1,857
	委託料	0	0	0
	その他	14,393	15,186	15,186
小計	16,174	17,326	0	17,326
配水及び給水費	路面復旧費	0	0	0
	その他	122	0	0
小計	122	0	0	0
その他	通信運搬費	542	1,255	1,255
	委託料	9,984	10,722	10,722
	支払利息	4,643	5,291	2,910
	減価償却費	55,736	47,482	575
	その他	8,633	6,477	6,477
小計	79,538	71,227	3,485	67,742
合計(Y)	95,834	88,554	3,485	85,069

資産維持費(Z)	
料金対象経費(Y)+(Z)	85,069
(X)/((Y)+(Z))*100=	40.42

<料金水準についての説明>

給水収益で賄うべき料金対象経費に対して4割の給水収益しか得られておらず、適正な料金水準となっていない。安定的に安全な水を供給するための維持管理費や、今後老朽化が進む施設や設備などの更新費用に充てるための財源が十分に確保できていない状況である。

なお、上記原価計算は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)の考え方を参考にしている。公費負担分として原価から控除した項目は一般会計の負担分であり、長期前受金戻入は控除していない。資産維持費については、現時点で資産維持率についての考え方が整理できていないことから今回は計上しない。